

## 令和3年度生活に密着したウォーキング普及事業実施業務 仕様書

### 1 業務の名称

令和3年度生活に密着したウォーキング普及事業実施業務

### 2 業務委託期間

契約締結日から令和4年(2022年)3月31日(木)まで

### 3 業務の目的

札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21(第二次)」において目標に掲げている「健康寿命延伸」に向け、東区では、アクションプラン2019の事業として、誰もが日常的に気軽に行うことができるウォーキングの普及に向けて本事業を実施している。

本業務により、身近に・出来る範囲で・無理なく行うことができるウォーキングを継続し習慣化することで、東区民の健康意識を高めることを目的とする。

### 4 業務の概要

区民を年代別に3つの層(子育てをしている層、働いている層、仕事をリタイアする等時間的なゆとりのある層)(以下「子育て層、稼働層、ゆとり層」という。)に分け、各々の層に相応したウォーキングスタイルを想定した運動手帳(東区ウォーキングノート)を令和2年度に作成した。

令和3年度は、東区ウォーキングノートを気軽に手に取ってもらえるように、工夫した内容と、ウォーキングの習慣化に向けた新たな活用方法を加えて、東区ウォーキングノートの改訂版(以下「令和3年度版ノート」という。)を作成し、それぞれのターゲットに向けて配布する。

また、ウォーキングの取り組みへの励みとなる動画を作成し、SNSで配信することで、ウォーキング継続への意欲喚起を図る。

### 5 事業費

1,895,000円を上限とする。(消費税及び地方消費税額を含む。)

なお、契約金額は別途決定する。

## 6 業務の内容

### (1) 令和3年度版ノートの作成

#### ア 令和2年度版東区ウォーキングノートの見直し及び確認

- 令和2年度版の掲載内容に変更が生じていないか確認する。

#### イ 令和3年度版ノートの企画

改訂内容の企画を行う。内容については、以下の点を踏まえることとする。

##### ① 3つの層の特徴の反映

子育て層、稼働層、ゆとり層にカテゴリー分けする際に、以下の点を反映させることとする。

- 子育て層は、子育てのために時間的なゆとりがなく自己への健康意識が低いため、日常の買い物で一つ遠くのスーパーまで出掛けたり、子供と一緒に公園を巡る等の工夫をすること。
- 稼働層は、仕事のために時間的なゆとりがなく自己への健康意識が低いため、通勤途中に一駅多く歩く等の工夫をすること。その際は、東区内の企業と協働し、社員への啓発も検討すること。
- ゆとり層は、時間的なゆとりがあるが、閉じこもりがちになるため、外出するきっかけとなる工夫をすること。

##### ② 3つの層別のおすすめモデルコースを追加掲載

各々の層に見合ったモデルコースを2か所ずつ追加し、4コースずつ掲載する。

- 東区内で作成されているマップや資料、インターネット調査ほか、令和2年度の調査資料及び、本業務内で得られた情報を参考に設定する。
- 上記によらない場合は、現地調査を行い、現地の状況、設備、距離、歩数の確認を実施し、掲載する箇所については掲載許諾をとる。
- それぞれのコースは一つの地域に偏らないよう設定し、1年を通じて日常的に歩けるようにコースの設定を行う。

##### ③ ウォーキング継続の意欲喚起となるページを新たに考案する。

## ウ 令和3年度版ノートの作成

作成、校正、印刷製本を行う。作成部数は、4,000部程度（こそだて編1000部、おしごと編1000部、ゆったり編2000部）とする。

### ① 規格

- B6判中綴じ、表紙中面90kgマットコート紙、フルカラー印刷とし、記録が書き込みやすく、雨天でもある程度耐えられる素材とする。
- ページ数は40ページ程度とする。

### ② 掲載項目

- 東区ウォーキングノートの使い方、ウォーキングに関する注意事項、歩く前のストレッチ方法、ウォーキングコース、ウォーキングスポット、ウォーキングを楽しむヒント、記録帳1年分、メモ用紙、アンケート用紙等、令和2年度版東区ウォーキングノートの掲載内容に、前述6(1)イ令和3年度版ノートの企画に沿った内容を2ページ程度加えて掲載する。
- 表紙と歩く前のストレッチ方法、おすすめモデルコースのページは従前どおり各々の層に応じて3パターン作成する。
- 東区ホームページにも完成版を掲載しA4でダウンロード可能とする。
- 「リンククロスアルク」等既存のウォーキングアプリについて、該当企業と検討のうえ掲載し、ウォーキングの促進を図る。

## (2) 令和3年度版ノート及び啓発品の配布

### ア 令和3年度版ノートの配布及び配架

- 協力企業や団体へ郵送や持参により配布する
- 区内公共施設や大型商業施設等へ配架する。

### イ 啓発品の配布

- ウォーキングの取り組みを継続した参加者に、啓発品を配布する。
- 啓発品は札幌市で用意したものを東保健センター窓口で配布する。

## (3) オンラインによるイベントの実施

コロナ禍により集客ができないことから、オンラインによる動画配信により実施する。動画は、ウォーキングの取り組みへの励みとなるユーチューブ等の

動画とし、内容規模等については、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて柔軟に対応する。

- アスリート等の動画について、令和2年度版の第2弾を作成し、SNSやHPで公開する。

なお、アスリート等の出演に関する費用は札幌市が負担する。

#### (4) 令和3年度版ノートの発行とオンラインイベント周知PRの、実施と促進

##### ア ポスター・チラシの作成

- ポスターをA2片面カラーで100枚作成し、東豊線さっぽろ駅から栄町駅までの各駅、主要の公共施設や商業施設等、区民が多く目に留まる場所に貼付する。

- チラシはA4両面（表面カラー）で5000枚作成し、協力団体や企業等に配布する。また、区民が多く目に留まる場所に配架する。

##### イ 報道機関、フリーペーパー等の活用

#### (5) 公式SNSの運営

既設の東区ウォーキングInstagram及びFacebookを活用し、事業の周知及び参加者同士の繋がりを構築する。

- 事業に関する周知や、ウォーキング情報等を、定期的に投稿する。
- 事業参加者が歩きながら発見したものや事柄を投稿できるよう工夫する。

#### (6) 業務全体の検証・課題の整理と報告書の作成

ウォーキング事業参加者数（前述6(2)配布の数を含む。）及び同参加者の感想・ニーズ等を把握し、実施内容の検証を行うとともに、次年度以降の取組みに向けた課題の整理を行う。

上記の検証・課題の整理を含んだ業務報告書を作成し提出する。

報告書はA4とし、印刷した紙ベースをファイルで閉じたもの、また、電子データをWORD若しくはEXCELデータ及びPDFデータとしてCD-R又はDVDに保存したものを、それぞれ2部ずつ提出する。

## 7 その他

- (1) 契約締結後、速やかに委託者と業務内容の確認を行い、事業計画書を提出すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、委託者と連絡・打合せを密にして作業を実施し、疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (3) 委託者は、必要に応じて、事業実施状況について、随時報告を求めることができる。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大等が原因で止むを得ず事業の一部を中止するなど、契約内容が変更となる場合は、変更に応じて支払いについて減額となるものとする。
- (5) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (6) 委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に委託者が止むを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (7) 受託者は、個人情報の保護については、「個人情報保護法」及び「札幌市個人情報保護条例」の規定を遵守し、業務を通じて知り得た個人情報を、本業務の履行期間及び履行後において第三者に漏らしてはならない。
- (8) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (9) 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (10) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使できないものとする。
- (11) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (12) 本成果物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。